

《鳴門市農業委員会 7月総会 議事録》

開催日時 令和7年7月28日(月) 午後2時

開催場所 鳴門市役所2階 大会議室

出席委員	1番 栗田 和美	2番 石園 順市	3番 稲木 伸顕
	5番 大西 善郎	6番 小川 佳	7番 海山 貞佳
	8番 川添 誠司	9番 小林 幸男	10番 里見 廣治
	11番 杉本 英昭	12番 高田 吉敏	13番 竹村 昇
	14番 中井 弘	16番 西川 美鈴	18番 林 博子
	19番 藤江 厚子	20番 向 栄治	

欠席委員	4番 井上 富夫	15番 西川 公昭	17番 濱堀 秀規
------	----------	-----------	-----------

議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に関する意見照会について	6件

報 告

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	6件
② 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1件
③ 農地又は採草放牧地の転用制限の例外による届出書について	1件
④ 農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法)	5件
⑤ 非農地証明願について	1件

事務局長 それでは皆様、定刻が参りましたので、ただいまから令和7年7月の農業委員会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、大西会長よりご挨拶をお願いします。

大西会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございました。
事務局より委員定数のご報告を申し上げます。委員定数20名の内、出席委員17名、欠席委員3名であり、過半数に達しておりますので、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。進行につきましては大西会長よりお願いいたします。

大西会長 それでは、議事に入ります前に、議事録署名人を選任いたします。議事録署名人は、16番 西川美鈴委員さん、19番 藤江委員さんをお願いいたします。
それではこれより、議案に基づき議事を進行してまいります。

『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明をお願いいたします。

事務局係長 <1. 農地法第3条の規定による許可申請について 3件>
・申請番号1～3について申請内容説明

大西会長 次に、地元委員さんよりご意見ををお願いいたします。
申請番号1番について、地元委員さんからご意見ををお願いいたします。

事務局係長 地元委員さんから欠席の連絡があり、あらかじめ事務局の方に意見書をいただいておりますので、事務局で代読させていただきます。
譲受人は現在藍住町に住んでいますが、大津町に家を購入し、同じ所有者が持つ隣接する農地についても売買の話となり、本申請に至りました。
新規就農にあたりますので、譲受人との面談を行い、今後の耕作について必要なことを確認しました。取得後は自家消費用に季節野菜を栽培する予定です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できていますので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号2番について、この案件を担当してくれた委員さんからのご意見ををお願いいたします。

小林委員 9番。譲受人は大麻町でオクラ・キャベツ・水稻を栽培する認定新規就農者です。
譲渡人は県外に住んでおり、財産整理として農地を処分したいと考えていました。申請地のうちの1筆をこれまで耕作してくれていた人の親族である譲受人との話がまとまり本申請にいたしました。

借り受けしていた農地は引き続き水稻を栽培し、それ以外の農地は現在、耕作放棄地となっていますが、取得後に整地の上、水稻が栽培できるよう土壌改良を行う計画です。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号2番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可といたします。

次に、申請番号3番について、この案件を担当してくれた委員さんからのご意見をお願いいたします。

小林委員

9番。譲受人は天津町と大麻町でレンコンを栽培する認定農業者です。
譲渡人は県外に住んでおり、財産整理として農地を処分したいと考えていました。これまで農地を耕作してくれていた譲受人と交渉し、話がまとまったので本申請にいたしました。

申請地はこれまでもレンコンが栽培されており、取得した後も継続して栽培する計画です。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号3番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

無いようでございますので、申請番号3番については原案どおり許可といたします。

以上で、『議案第1号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第2号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。

事務局より申請内容の説明をお願いいたします。

事務局係長

<2. 農地法第5条の規定による許可申請について 1件>
・申請番号1について申請内容説明

大西会長

次に、地元委員さんよりご意見をお願いいたします。
申請番号1番について、地元委員さんからのご意見をお願いいたします。

稲木委員

3番。譲受人は申請地の隣接地で建設機械や建設資材の販売・レンタル業を営んでいる〇〇株式会社のグループ会社で不動産等の管理を行っています。

現在利用している資材置場では手狭になってきたことや事業拡大のため、申請地を新たな資材置場として利用する目的で賃貸借することとなり、今回の申請となりました。

事業計画では、既に砂利敷きの資材置場として利用しており、新たな工事は行いません。

排水は雨水のみであり隣接水路に排水することについて、地元水利組合の同意を得ています。

周辺農地への影響もほとんどないため、許可することに問題ないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

大西会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明をお願いいたします。

事務局係長

申請地は、鳴門 I C から東へ約 4 2 0 m に位置しており、市街化調整区域内の 1 0 h a 未満の広りの無い第 2 種農地に該当します。

今回の申請に先立って、農業外利用のため地域計画からの除外の申請がなされており、その手続きが完了しています。

また、申請地について、すでに砂利敷きされており、農地法上の手続きが行われていないことから、今後このようなことがないよう農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

それでは、お諮りいたします。
申請番号 1 番について、許可することにご異議ございませんか。

委員一同

< 異議なし >

大西会長

無いようでございますので、申請番号 1 番については原案どおり許可といたします。

以上で、『議案第 2 号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第 3 号』農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に関する意見照会についての審議に入ります。

この案件について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局係長

< 3. 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に関する意見照会について 6 件 >

大西会長

ただいまの説明について、質問・ご意見等ありましたらお願いいたします。

杉本委員

地域計画変更申出概要書の「地域内の農業を担う者一覧」とはどのような内容でしょうか。▲▲さんは近所の方なので。

事務局係長

新たに認定農業者になられた方、また、▲▲さんの場合でしたら、□□さんから名義が変わられて▲▲さんになられています。

杉本委員

この前、□□さんのお父さんが亡くなられて、□□さんに相続したと思います。また、今までも芋をしていたと思うのですが、どのような話なのでしょう。認定農業者には親子でなれないという事ですか。

事務局係長

そうですね。原則世帯で一人です。

杉本委員

そのために名前を変えただけですか。

